

報 廣 あかいは

発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係 No.147号

町の人口

(6月末日現在)

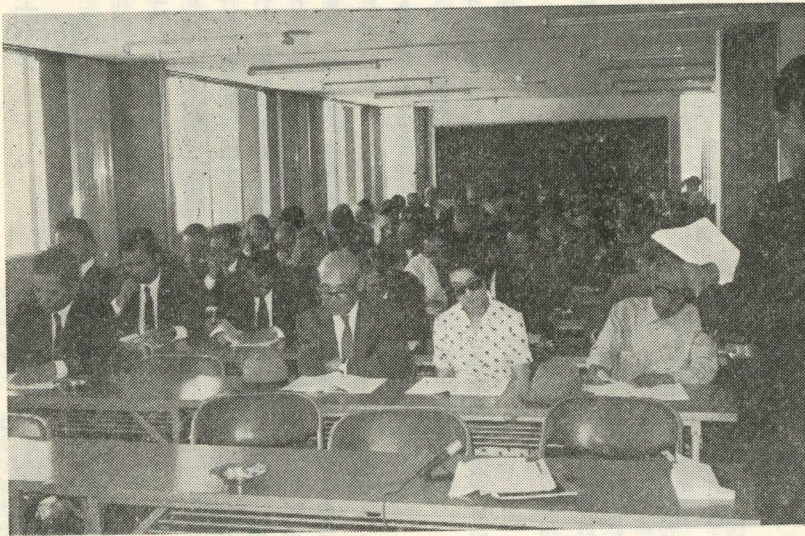
男	4,258人
女	4,746人
総人口	9,004人
世帯数	2,748世帯

赤池町同和教育推進協議会が発足

赤池町同和教育推進のため五月二十七日に協議会が発足された。

この会の目的は日本国憲法、教育基本法の精神及び同和对策事業特別措置法に基づき、同和問題の本質と実態を把握し、正しい認識と理解を徹底させ、全町民が差別

なく相互に人権を尊重する風土を醸成し、定着させることよって同和問題を根本的に解決し、もっと明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として発足したものです。
赤池町同和教育推進協議会の役員はつぎのようにきまりました。



赤池町同和教育推進協議会総会開催される
《町民会館において》

とじて保存して下さい。

同和教育推進協議会役員

- | | | | | |
|-------|-------|------------|-----|-------------|
| 会 長 | 池永 輝昭 | 町長 | 幹 事 | 小林 稔 |
| 副 会 長 | 井上牛之助 | 議長 | | 赤池中学校 |
| 助 役 | 榎原 誠 | | | 市田 利雄 |
| | 川上 大吉 | 教育委員長 | | 市場小学校 |
| | 小松 徹 | 解放同盟赤池連協会長 | | 仲島 利昭 |
| 事務局長 | 荒木 利雄 | 教育長 | | 植高 薫 |
| 事務局次長 | 木村 光 | 企画室長 | | 上野小学校 |
| | 長谷川久丸 | 教育委員会事務長 | | 仲村 次雄 |
| | 清原 繁夫 | 公民館長 | | (ブロック支所長代表) |
| | 太田 達彦 | 収入役 | | 世良 光章 |
| | 十時 募 | 副議長 | | 坂元 武 |
| | 池田 勝 | 総務委員長 | | 長谷川文雄 |
| | 小松 政清 | 産建委員長 | | 興梠 勇 |
| | 山下 次男 | 厚生委員長 | | (地区公民館代表) |
| | 内田 波夫 | 教育委員 | | 田島 俊夫 |
| | 山尾 繁夫 | | | 立花 杉夫 |
| | 加治 馨 | | | 藤田 徳松 |
| | 早麻秋四郎 | | | 岩城 辰美 |
| | 定宗 美義 | | | 藤村 昇男 |
| | 伊川 重彦 | | | 上野PTA代表 |
| | 阿部 貫一 | | | 亀谷佐木忠 |
| | 長野龍次郎 | | | 市場PTA代表 |
| | 田中貴美男 | | | 坂元 重正 |
| | | | | 赤池中PTA代表 |
| | | | | 中村 千鶴 |
| | | | | 長谷川 浩 |
| | | | | 木村 由夫 |
| | | | | 小松千太郎 |
| | | | | 解放同盟 |
| | | | | 小松 信彦 |
| | | | | 浦田 鷹彦 |
| | | | | 浦田 秀雄 |
| | | | | 大池国四郎 |

(2)面へつづく

幹事 下田 昭市

労働団体代表

池田 福雄

高林 義明

子供会育成会代表

安武 憲次

保育所代表

内田 栄

商工会代表

池田甲子生

行政職総務課長

松尾 重男

民生課長

山本 親

産業振興課長

池永 久夫

建設課長

世良 英治

税務課長

松岡 進

水道課長

近藤 利春

議事事務局長

日野貴美男

企画課長補佐

森 正則

病院事務長

黒土 武夫

老人ホーム荘長

国土利用 計画法について

国土利用計画法は昭和四十九年六月二十五日に公布されましたので、昭和四十九年六月二十六日より国土庁が発足され、国土利用計画について法律施行準備が進められております。

国土利用計画法は一般国民に関係する法律ですから、法案の要綱の概要をお知らせします。

なお、法律の施行は公布されたから六ヶ月後に施行されますので昭和四十九年十二月二十四日となります。

国土利用計画法要綱

第一 総則

1 目的(第一条関係)

この法律は、国土利用計画の策定に關し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に關する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とするものとする。

2 基本理念(第二条関係)

国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全

を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

3 年次報告(第三条関係)

政府は毎年、国会に、国土の利用の現況、国土の利用に關し講じられた施策等に関する報告書を提出しなければならないものとする。

第二 国土利用計画

1 国土利用計画(第四条関係)

国土利用計画は国土の利用に關する全国計画、都道府県計画及び市町村計画とするものとする。

2 全国計画(第五条及び第六条関係)

(1) 内閣総理大臣は、国土利用計画審議会の意見を聴き、都道府県知事の意向を反映させ、閣議の決定を経て、全国計画を定めるものとする。

(2) 全国計画以外の国の計画を基本とするものとする。

3 都道府県計画(第七条関係)

(1) 都道府県は国土利用計画地方審議会の意見を聴き、市町村長の意向を反映させ、議会の決議を経て、当該都道府県の区域について、都道府県計画を定めることができるものとする。

(2) 内閣総理大臣は、国土利用計画審議会の意見を聴いて、都道府県計画に關し必要な助言又は報告をすることが出来るものとする。

4 市町村計画(第八条関係)

(1) 市町村は、住民の意向を反映させ、議会の決議を経て、当該市町村の区域について、市町村計画を定めることができるものとする。

(2) 都道府県知事は、国土利用計画地方審議会の意見を聴いて、市町村に対し、市町村計画に關し必要な助言又は報告をすることが出来るものとする。

第三 土地利用基本計画等

1 土地利用基本計画(第九条関係)
(1) 都道府県知事は、当該都道府県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の区分及び土地利用基本計画を定めるものとする。

(2) 都道府県知事は、土地利用基本計画を定める場合には、国土利用計画地方審議会の意見を聴き市町村長の意向を反映させるとともに、内閣総理大臣の承認を受けなければならないものとする。

2 土地利用の規制に關する措置等(第十条関係)

国または地方公共団体は、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、この法律に定めるもののほか、別に法律に定めるところにより、公害の防止、自然環境及び、農林地の保全、歴史的風土の保存、治山治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に關する措置その他の措置を講ずるものとする。

3 土地取引の規制に關する措置(第十一条関係)
土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、全国にわたる土地取引の規制に關する措置の強化が図られるべきものとし、その緊急性にかんがみ、この法律で定めるところにより、土地取引の規制に關する措置が講じられるものとする。

(この後法案は次号に連載いたします。)

郵便局よりお願い

一、郵便番号は正確に
二、すすでも安全な郵便受箱を
三、転入、転出したら転居届を
四、犬はかならずつないでください。

赤池郵便局

中級、初級警察事務 職員及び交通巡視員の募集案内

- (1) 募集人員
 - 中級警察事務職 男子 約10名
 - 初級警察事務職 男子 約2名
 - 交通巡視員 女子 約14名
 - 初級警察事務職(女子) 女子 約40名
- ※ 初級警察事務職(女子)
 - 福岡地区 10名
 - 北九州地区 4名

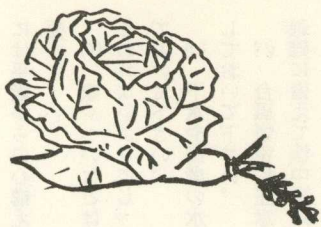
- (2) 受験申込受付期間
 - 9月2日～9月26日まで
- 郵送の場合は、9月26日までの消印があるものに限りります。

- (3) 試験実施日予定
 - 第一次試験 10月13日(日)
 - 第二次試験 未定
 - 最終合格発表 未定

- (4) 受験資格
 - 中級警察事務職(男子)
 - 昭和20年4月2日から昭和30年4月1日までに生れた者
 - 初級警察事務職(男女)
 - 昭和22年4月1日から昭和32年4月1日までに生れた者

- 交通巡視員(女子)
 - 昭和23年4月2日から昭和32年4月1日までに生れた者

なお詳細については田川警察署人事課へお問い合わせ下さい。



秋野菜の栽培

【はくさい・だいこん】

良質のものを、多収させるためには、生育にそった管理をするところが大切だ。

～白菜～

(一) 生育初期
初芽より一本立まで、約三〇日間、展開葉八枚内外、吸収根深さ十五センチ、広さ六〇センチ平方に達する。生育緩慢だが水分不足、肥料不足は以後の生育、収量が悪く、スタートでつまづくことになる。

この期間、ウイルス病に感染しやすい時期であり、アブラムシの防除が必要です。

(二) 生育中期

一本立ちより結球までの三〇日間、展開葉二十八枚内外、吸収根は百センチ平方に達し結球への準備が完了します。生育は急に進み、追

肥の主体をこの時期の前半に施し以後は根を切らないようにして生育肥大を盛んにします。

軟腐病は結球初期に防除適期があり、抗生物質を含む、薬剤で二

～大根～

(一) 土壌条件

作土の深い沖積砂壤土が適地だが、粘質土は肉質緻密で、ス入りが遅く優品を生産できません。連作は土壌病害や要素欠乏が問題になってきます。

(二) 生産前期

(1) 播種より一本立ちまで

(イ) 連作地や線虫の多い場合はクロールピクリンで土壌消毒をしてください。

(ロ) 耕起整地は丁寧に

直後に除草剤(トレフアノサイド乳剤)の土壌全面処理をすれば、除草労力が軽減できます。

(ハ) 肥料は生育中期に

肥重点、追肥一回。遅出しは二、三回の追肥として、一本立ちまでに追肥の大半を終るようにしましょう。

(ニ) 間引は生育や品質を揃える

ため、本葉七、八枚頃までに二、三回行い正常なものを残します。

(三) 生育後期

(イ) 一本立ちより収穫まで

(イ) 乾燥は根の肥大を妨げ、質悪く、アミ入りを生じたり病害虫が多発します。

(ロ) 美濃早生や、宮重大根はス入りが早く、急激な肥大の後水分や肥切れを起すと、収穫期が遅れて、ス入りが多くなります。

宮重大根で播種後六〇～七〇日で収穫できます。

(ハ) 岐根は耕起整地が悪いとき

播種溝の直下に未熟堆肥、濃厚肥料などがある場合、線虫や土壌害虫の食害によって発生します。



町をきれいに しましょう!!

都市美化運動が進められている現在ですが、町の美化を妨げているゴミの中で、たばこの吸い殻が多く目につきます。

そこで、専売公社と田川たばこ販売組合では、スモークン・クリン(清潔にたばこを吸いましょう。)という町民運動を行なっています。

商店街に灰皿を寄贈したり、ポケット吸いが入れの配布等を行ない、町内の販売店には店頭ポスターをはじめ空包か入、灰皿の準備をしたりしながら少しでも赤池の町が汚れないよう努力いたしておきます。

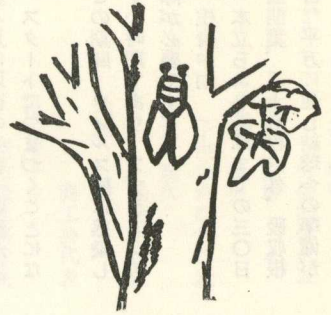
赤池町の美化運動の一環として「たばこの投げ捨をやめ」清潔な住みよい赤池町にするため町民の皆様のご協力により、町を、自然を美しくする運動にご参加をお願いいたします。



町立病院の 工事について

町立病院は、いま「汚水排水処理施設」工事のため、皆様方に大変御迷惑をおかけしていますが、工事完了までの間、御協力をお願いします。

尚、工事は八月中には終了する予定です。



台風期の災害防止

福岡管区気象台が発表した長期予報によれば、本年の台風の発生数は二十八個ぐらいで、九州本土に上陸、又は影響する台風は二、三個ぐらいの見込みで、したがって、台風シーズンをむかえるにあたり、台風による被害を防止するために、次のようなことを注意して被害を未然に防止するようにしましょう。

- (1) 台風による被害を防ぐためには平素からの心構えと準備が必要です。
- (2) 家やへいなどは、雨や風でこわれないようにしっかりと補強しておいて下さい。
- (3) 下水や側溝の水はけをよくしておいて下さい。
- (4) 台風情報に注意し、停電や避難に備えて懐中電灯、トランジスタラジオ、貴重品非常食糧など

どの必要な品物を早めに準備しておいて下さい。

(一) 山(がけ)くずれなどによって、家屋に被害を受けるおそれのあるところでは、事前に役場、消防署(団)、警察署(派出所)などと連絡をとって、避難先、避難の道順を確かめておいて下さい。

(2) 台風が近づいたときは、テレビ、ラジオで発表される台風情報をよく聞き、早めに戸締り、火のもと、ガスの元栓、電気のスイッチなどの確認や避難準備をする。

(3) 危険が迫ったら早めに避難する。避難するときは、役場、消防署(団)、警察などの責任指導者の指示に従って下さい。

“備えあれば、うれいなし”



昭和四十九年度母子福祉会役員改選される

- 会長 松葉モモエ
副会長 守田モモエ
会計 縄田キクエ
監査 定宗ハル子
会 秦 ウメ
早子 太田

理事 森 千代子

一区 長尾ツルエ

二区 水崎トモエ

三区 皆川フジ子

四区 河村モモエ

五区 太田 早子

六区 永井タツエ

七区 丸山ナツヨ

八区 梶原 朝代

九区 白川タニエ

十区 梶原 リエ

十一区 藤井フサエ

十二区 浜口キヨ子

十三区 佐藤スギエ

十四区 石見 初子

十五区 石見 初子

伏原団地 上野チヨ子

兼光アヤ子

油布ミドリ

中園アキエ

谷 ヨシエ

板屋団地

なお、理事の区は、母子福祉会の地域範囲できめたものです。

また、昭和三十四年度より四十八年度まで、母子福祉会の会長として長い間、藤重マサさんが務めていただき、会員一同深く感謝の意を表します。誠にありがとうございます。

公民館よりお知らせ

町公民館では町民の情操の陶冶と家庭生活の向上のために各教室を毎月つぎのように開きますのでそれぞれの教室に参加して下さい。

地区生花教室

上野地区

上野保育所会場
毎月第一三水曜日
午後七時～八時三十分
講師 高盛先生

山崎公民館会場

毎月第二四水曜日
講師 高盛先生

市場地区

草場公民館会場
毎月第一三水曜日
午後七時～八時三十分
講師 光永先生

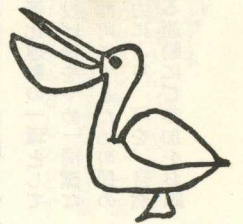
七区公民館会場

毎月第二四火曜日
午後七時～八時三十分
講師 光永先生

中尾地区

中尾生活館会場
毎月第一三水曜日
午後七時～八時三十分
講師 光永先生

中央教室・生花教室
毎週木曜日午後



七時～八時三十分
講師 井ノ口先生

料理教室

毎月第一三水曜日
午後一時三十分～三時三十分

講師 長谷川先生

茶道教室

毎週木曜日

午後七時～八時三十分

講師 菊谷先生

中央教室の会場はいずれも町民会館です。

●受講料は無料です。

●材料費は受講者の負担です。

尚、わからない点は公民館へお問い合わせ下さい。



線路や踏切での悲しい事故を防ぎましょう

踏切事故は必ずあなたの命を奪います。車を運転される方は法律を守り安全運転に努めましょう。踏切道や沿線道が通学路となっている学童のかわいい生命を守るためにも充分注意して下さい。皆さんのちょっとした気持が事故を防ぐのです。列車はすぐに止りません。警笛、信号、しゃ断機には特に気をつけて下さい。事故のない楽しい、明るいよい町にしましょう。住民の皆様のご協力をお願いします。